

あすなる大学入学説明会

シニアの生涯学習学級である「あすなる大学」の入学説明会を次の通り開催します。下記「あすなる大学」を確認の上、お申し込みください。同学級は受講生の自治組織「あすなる会」が中心となり運営されています。同学級では、調べ学習の学び合いを中心に、社会的な課題や郷土、健康、文学歴史などについて、主体的な学習文化活動に取り組んでいます。

- とき 4月26日(金)午後1時30分～3時30分
- ところ 東地区文化センター
- 内容 講座の内容説明と新入生募集の受け付け
- 申込方法 4月25日(木)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

あすなる大学

- 開講期間 5月24日～平成32年3月6日(予定)原則毎週金曜日午後1時30分～3時30分
- 活動場所 主に東地区文化センター、市内外の文化施設など
- 対象 60歳以上で年間を通じて毎週金曜日の講座に出席できる方
- 参加費 無料(一部実費負担あり。別途あすなる会費)

担当 東地区文化センター ☎046(253)0781 ☎046(253)0789

子育てサロン

市と子育てサークル「アクティヴ・ママ」、「アクティヴ・ツインズ」では乳幼児とその家族向けに、市公民館で子どもと一緒に遊びながら情報交換などができるサロンを次の通り開催します。直接公民館へお越しください。

ツインズRoom

- とき 毎月第2水曜日午前10時～午後1時
- 対象 双子以上の多胎児とその家族

ばぶちゃん&ちょろちゃんRoom

- とき 毎月第1・3金曜日午前10時～正午
- 対象 0歳～未就園児とその家族

ばぶちゃんRoom

- とき 毎月第2金曜日
- 対象 乳幼児とその家族



担当 公民館 ☎046(255)3131 ☎046(252)2776

飲食店などの消火器具の設置義務

消防法令の一部改正により平成31年10月1日から飲食店などの消火器具の設置義務の範囲が拡大されます。飲食店などは、基準の確認をしましょう。



新たに消火器具の設置が必要となる飲食店など

延べ面積が150平方メートル未満で火を使用する設備または器具を設けた飲食店などは、消火器具の設置が必要です。なお、次の場合は消火器具の設置が免除されます。

消火器具の設置免除となる場合

- 次の装置が設けられている場合。
 - 調理油過熱防止装置 鍋などの過度な温度上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し火を消す装置
 - 自動消火装置 火災を感知し自動的に消火薬剤を放射して火を消す装置
 - 圧力感知安全装置 過熱などによるカセットボンベ内の圧力上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより火を消す装置

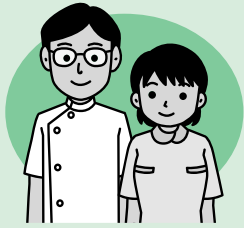
消火器具の点検・報告を忘れずに

飲食店などにおいて設置が義務付けられた消火器具は、6カ月ごとに点検を行い、その結果を1年に1回消防長へ報告する必要があります。詳しくは、担当へお問い合わせください。

担当 予防課 ☎046(256)2213 ☎046(256)3225

看護師等奨学生

市では、保健師、助産師、看護師および准看護師の業務(以下、「看護職」)に従事する有能な人材を育成するために、座間市看護師等奨学金貸付制度を実施しています。養成施設を卒業後、看護職を市内医療機関で相当期間続けると、奨学金償還が免除になります。詳しくは、担当へお問い合わせください。



- 募集人数 5人
- 貸付条件
 - 保健師助産師看護師法の規定による養成施設に在学していること
 - 市内に在住し、市の住民基本台帳に記録されていること
 - 卒業後、市内で看護職に従事する意思があること
- 貸付額 授業料相当額(上限月額3万円)
- 貸付期間 申請月～養成施設卒業
- 選考方法 書類審査、面接(5月11日(土)予定)
- 必要書類 申請書、住民票の写し(未成年の場合は本人と法定代理人のもの)、連帯保証人(2人分)の住民票の写しおよび所得証明書(1年分)、入学証明書または在学証明書、授業料の額を証明する書類、履歴書(写真貼付)
- 提出方法 4月26日(金)までに必要書類を〒252-8566座間市役所医療課宛てに書留で郵送(必着)または直接担当へ
※申し込みの際に提出した書類は返却できません。

担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

4月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいずれも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活(訪問販売・多重債務など)	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午と午後1時～4時(第2水曜日(10日)は午後のみ)	☎046(252)8490(電話相談可)
弁護士(面談のみ)	9日夜10日 16日夜17日 23日夜24日	毎月第2・第3・第4火曜日午後6時～8時30分 毎月第2・第3・第4水曜日午後1時30分～4時30分
行政(国に対する要望)	18日	毎月第3水曜日午前9時30分～11時30分
行政書士(遺言書等作成)	11日 18日	毎月第2・第3木曜日午後1時30分～4時30分
交通事故	16日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時
税理士	26日	毎月第4金曜日午後1時30分～4時30分
不動産(取引・契約)	25日	毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分
分譲マンション(近隣・管理組合)	12日	毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分(11日まで受け付け)
市民一般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218
人権擁護委員(近隣問題など)	9日	毎月第2火曜日午後1時30分～4時 ☎046(252)8087
ドメスティックバイオレンス	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～5時15分	市役所1階 広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483
認知症	毎週月曜日午前10時～正午、午後1時～3時	担当 介護保険課 ☎046(252)7084
住まい探し(高齢者)	16日	偶数月第3火曜日午後1時30分～4時(電話予約制。15日までに(公社)かながわ住まいまちづくり協会☎045(664)6896へ) 市役所4階 4-1会議室 担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127
自立サポート相談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566
障がい者就業支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午と午後1時～3時(予約制(電話可)) 毎月第3木曜日午前9時、10時30分(各一人で予約制(電話可))	市役所1階 障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132
駐留軍離職者	18日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時 ふれあい会館2階会議室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604
児童	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分(電話可)	担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 市役所2階子ども政策課
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前9時30分～11時30分と午後1時～4時(予約制(電話可))	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階 青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907
教育	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時	市役所5階教育研究所
子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時(電話のみ)	☎046(259)2164 担当 教育研究所 ☎046(259)2164
就学(障がい児対象)	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～4時(予約制(電話可))	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732